

税法上の優遇措置について

山梨大学への寄附については、個人・法人を問わず、寄附金控除の対象となります。
寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です。

1.個人からのご寄附

新たに設置した「本学の学生に対する奨学金事業」を寄附目的としてご寄附された場合は、従来の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」が適用されることとなり、ご寄附いただく多くの方にとって、減税効果が大きくなります。確定申告の際に、寄附者の方が、所得控除または税額控除のいずれか一方の制度を選択いただけるようになります。なお、「その他の事業」を寄附目的としてご寄附された場合は、従来どおり「所得控除制度」が適用されます。

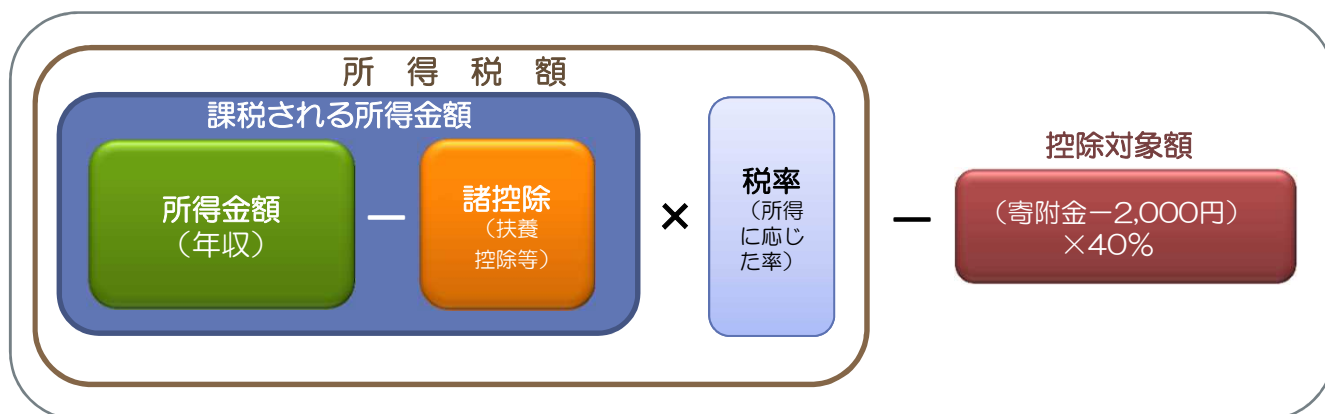
以下に「税額控除制度」と「所得控除制度」の制度について記載します。

(1) 税額控除制度

「本学の学生に対する奨学金事業」を寄附目的とする個人からの寄附のみ対象

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% \Rightarrow \text{所得税額から控除}$

※ただし、当該年の所得税額の25%を限度とします。



(2) 所得控除制度

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \Rightarrow \text{所得税額から控除}$

※控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の40%を限度とします。



◆確定申告による所得税還付金額の目安


(あくまで目安ですのでご参考としてお取扱いください)


(単位:円)

課税所得金額	所得 税率	課税所得 金額(例)	控除 方式	寄 附 金 額						
				1万円	5万円	10万円	30万円	100万円	500万円	1000万円
195万円 以下	5%	150万円	所得	400	2,400	4,900	14,900	49,900	61,900	61,900
			税額	3,200	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
195~ 330万円	10%	300万円	所得	800	4,800	9,800	29,800	99,800	151,200	151,200
			税額	3,200	19,200	39,200	50,600	50,600	50,600	50,600
330~ 695万円	20%	500万円	所得	1,600	9,600	19,600	59,600	199,600	463,500	463,500
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	143,100	143,100	143,100
695~ 900万円	23%	700万円	所得	1,800	11,000	21,100	61,100	201,100	760,200	760,200
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	243,500	243,500	243,500
900~ 1800万円	33%	1000万円	所得	2,600	15,800	32,300	98,300	329,300	1,191,100	1,253,400
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	441,000	441,000
1800~ 4000万円	40%	3000万円	所得	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	3,999,200
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	2,301,000
4000万円 以上	45%	5000万円	所得	3,600	21,600	44,100	134,100	449,100	2,249,100	4,499,100
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	3,999,200

・上段は所得控除を選択した場合の所得税還付金額

・下段は税額控除を選択した場合の所得税還付金額((寄附金額-2,000円)×40%、ただし、年間所得税額の25%が上限)

 所得控除による還付の方が多い

 税額控除による還付の方が多い

2.法人からのご寄附

法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金に該当し、確定申告を行っていただくことにより、寄附金全額の損金算入が可能です。

個人住民税の優遇措置について

自治体の条例で、山梨大学への寄附金が控除対象として指定されている場合は、寄附された翌年の1月1日に当該自治体にお住まいの方は個人住民税（都道府県民税及び市町村民税）の税額控除が受けられます。

寄附金額から2,000円を差し引いた額の4%が個人県民税から控除されます。同じ寄附金が、市町村においても寄附金税額控除の対象に指定されている場合は、市町村民税分の6%と合わせて10%が控除されます。

【山梨大学への寄附金を条例で指定している自治体】

- 山梨県
- 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※この制度は、都道府県・市町村がそれぞれの条例で寄附金控除の対象を指定するものですので、詳細については、お住まいの都道府県市町村に直接お問い合わせください。

優遇措置を受ける手続き

1. 上記の措置を受けるため、確定申告に必要な「寄附金領収書」等を発行しますので、大切に保管してください。領収書がお手元に届くのは、ご寄附をいただいた翌月の中旬頃になります。
2. 確定申告期間に、本学が発行した「寄附金領収書」を添えて税務署に申告してください。なお、税額控除を選んだ場合は、「寄附金領収書」に加え「税額控除に係る証明書（写）」を添えて申告してください。（税務署で確定申告を行うと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。）
3. 住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、市町村に申告してください。

税額控除に係る証明書について

山梨大学は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号及び第3項に規定する要件を満たしていることを文部科学大臣から証明を受けています。

所得控除について

山梨大学は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）又は、法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されています。